**労働条件にかかる自主点検の実施について**

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、時間外・休日労働に上限が設けられるなど労働基準法が大きく改正され、企業において、労働者が健康を保持し、能力を発揮しながら働くことができる環境を整備することがこれまで以上に求められるようになりました。併せて、労働時間や賃金支払いなどの基本的な労働条件の確保と向上も同じように重要になっています。

つきましては、貴事業場の現在の労働条件を同封の自主点検票にて確認いただき、改善点がある場合には、速やかに改善いただくようお願いします。

改善に当たって助言を希望される場合、詳細な説明を希望される場合には、下記の担当までご連絡ください。

なお、点検の結果につきましては、お手数ですが、メール、郵送、持参提出、いずれかの方法により**１２月３１日までに提出**いただくようお願いします。

 　　　　　記

1. 提出先

メールの場合　　　**iwami-tenken＠mhlw.go.jp**

エル

郵送の場合　　　　右下の枠を切り取って封筒に貼り付けてください

1. 問い合わせ先（担当）

第１方面　石村または鍋岡（０１２６－２２－４４９０）

〒０６８－０００５

　岩見沢市５条東１５丁目７－７

　　　　　　岩見沢地方合同庁舎２階

　　　　岩見沢労働基準監督署　第１方面　あて